ACSES ニュースレター_２２５０号（2022 年 1 月 24 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（17 頁）―

[1] 労働安全衛生法に基づく安全データシート（SDS）の記載に係る留意事項について（令和 4 年 1 月 11 日基安化発 0111 第 2 号）〈厚生労働省〉
[2] 気候変動対策・大気環境改善のための光化学オキシダント総合対策について
＜光化学オキシダント対策ワーキングプラン（水・大気環境局）＞〈環境省〉
[3] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 10 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 10 号）〈官報〉
◇厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 11 号）〈官報〉
◇医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 12 号）〈官報〉
[4] 食品安全衛生関係
◇「農薬の安全を確保するために、食品安全委員会が果たす役割」のページを公開しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
[5] 海外の化学物質管理情報
〇国際：２件　〇欧州：７件　〇米国：５件　〇カナダ：３件　〇オーストラリア：２件
〇中国：１件
[付録]
◇東大、理工系「女子 1 割」現状打破なるか 「出張授業」に女性研究者の講演会も〈Web 報道〉

姫踊子草（ヒメオドリコソウ）

****

[1] 労働安全衛生法に基づく安全データシート（SDS）の記載に係る留意事項について（令和４年１月 11 日基安化発 0111 第２号）

＜厚生労働省　2022 年１月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220112K0010.pdf

基安化発 0111 第２号
令和４年１月１１日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

労働安全衛生法に基づく安全データシート（SDS）の記載に係る留意事項について

標記について、令和３年７月にとりまとめられた「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」に基づき、本年度以降新たに労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条、第 57 条の２及び第 57 条の３による規制対象の候補となる化学物質（国による GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）分類の結果、危険性または健康有害性の区分がある物質）について、義務化予定年度とともに独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所のＨＰ（https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html）に公開したところである。

これらについては、令和３年度から５年度にかけて、パブリックコメント等必要な手続きを行った上で、順次規制対象物質に追加する予定であるが、義務化の施行日までにその情報が当該化学物質等の譲渡、提供を受ける全ての者に伝達される必要があるため、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24条の 15 に基づく努力義務に基づき、優先的に安全データシート（SDS）の作成に努めるよう、別添により関係事業者団体に対して要請したところである。

ついては、貴職におかれても、化学物質の譲渡又は提供を行う管内の事業者に対して、別添の内容について機会を捉えて周知されたい。

別添　　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220112K0011.pdf

基安化発 0111 第１号
令和４年１月１１日

別紙関係事業者団体の長　殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

労働安全衛生法に基づく安全データシート（SDS）の記載に係る留意事項について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和３年７月にとりまとめられた「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」に基づき、本年度以降新たに労働安全衛生法（昭和 47年法律第 57 号）第 57 条、第 57 条の２及び第 57 条の３による規制対象の候補となる化学物質（国による GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）分類の結果、危険性または健康有害性の区分がある物質）について、義務化予定年度とともに独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所のＨＰ（https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html）に公開いたしました。

これらについては、令和３年度から５年度にかけて、パブリックコメント等必要な手続きを行った上で、順次規制対象物質に追加する予定です。また、今後、新たに危険有害性が確認された化学物質についても、あらかじめ、義務化予定年度とともに公表する予定です。

これらの規制対象候補物質については、義務化の施行日までにその情報が当該化学物質等の譲渡、提供を受ける全ての者に伝達される必要があるため、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 15 に基づく努力義務に基づき、優先的に安全データシート（以下「SDS」という。）の作成に努めていただくようお願い申し上げます。

また、SDS の適用法令欄については、下記のような方法により記載いただき、その周知に御協力いただくよう

お願いします。なお、下記の記載に関しては、行政の要請に基づくものであり、適用法令欄を作成した後に、パブリックコメント等を踏まえ、規制対象候補物質から除外された場合又は施行日が変更された場合であっても、今回の要請に基づき作成されたものである限りは、虚偽又は違法記載であるとは取り扱わないこととします。

ただし、今後改正が予定されている労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第32 号）において、SDS の交付が努力義務となっている物質について定期的に SDSの情報の更新を行うことを努力義務化する予定であり、適用法令欄作成後もその記載内容について変更がないか、適宜確認を行ってください。

なお、SDS の適用法令欄の記載方法については、本政令改正に限らず、労働安全衛生関係法令の改正によって、改正法令の公布又は施行に先立って適用法令欄に記載を行う必要が生じた場合について、同様の取り扱いとします。

つきましては、貴団体におかれましては、この趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

厚生労働省が公表した労働安全衛生法令の改正による規制対象予定の化学物質等については、規制の義務化に先立って SDS の適用法令欄に記載をする場合は、以下の記載例のような方法により記載を行ってください。なお、この記載例の趣旨を踏まえた内容であれば、記載例と異なる表現であっても構いません。

（記載例）

労働安全衛生法　名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第 57 条第１項、施行令第 18 条第１号、第２号別表第９）（〇年〇月〇日以降）名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 57 条の２、施行令第 18 条の２第１号、第２号別表第９）（〇年〇月〇日以降）危険性または有害性などを調査すべきもの（法第 57 条の3）（〇年〇月〇日以降）

****

[2] <u>気候変動対策・大気環境改善のための光化学オキシダント総合対策について</u>

<u>＜光化学オキシダント対策ワーキングプラン（水・大気環境局）＞</u>

＜環境省　2022 年 1 月 11 日＞　http://www.env.go.jp/air/osen/pc_oxidant/workingplan.pdf

１．背景

光化学オキシダントの主成分であるオゾンは、放射強制力が二酸化炭素、メタンに次いで３番目に大きいほか、植物の生育に悪影響を及ぼし植物による二酸化炭素吸収を阻害するため、気候変動という観点でも影響が懸念されている大気汚染物質である。

水・大気環境局では、光化学オキシダントの排出抑制対策としてこれまでに前駆物質である窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）の削減を進めてきたところであるが、環境基準達成率は依然として極めて低い状態であり、大気環境の改善及び気候変動対策といった両方の側面から、国内における光化学オキシダントの削減が急務である。

そこで、気候変動対策・大気汚染改善のため光化学オキシダント対策において、次の２つの目標を掲げ総合的な取組に係る政策パッケージを策定する。これにより、2050 年カーボンニュートラル（2050CN）の目標達成にも大きく貢献するとともに、環境基準達成を同時に目指すものとする。

【目標１： 国民の安全・安心の確保】

【目標２： アジア地域（世界）における脱温暖化と清浄な空気の共有】

２．大気環境の現状

光化学オキシダントに係る大気常時監視は、令和元年度時点で全国 1,166 地点（一般環境大気測定局1,136 局、自動車排出ガス測定局 30 局）で実施されているが、環境基準達成率は一般局 0.2%（２局）、自排局０％と、依然として極めて低い状態にある。

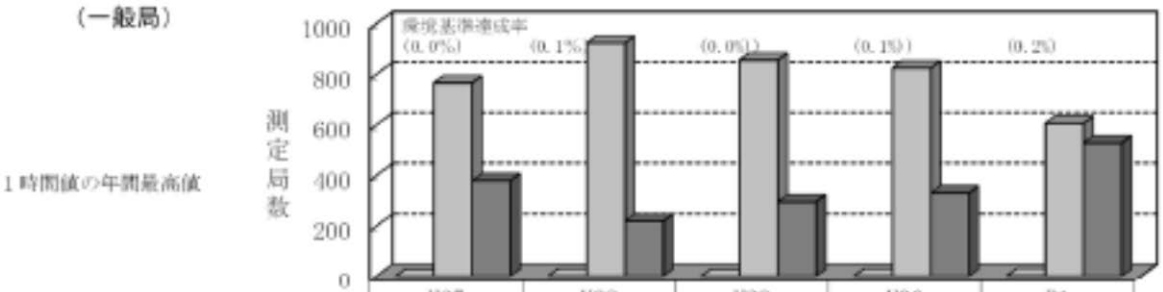

	H27	H28	H29	H30	R1
0.06ppm以下（環境基準達成）	0	1	0	1	2
0.06～0.12ppm未満	765	923	855	824	606
0.12ppm以上	379	219	295	330	528

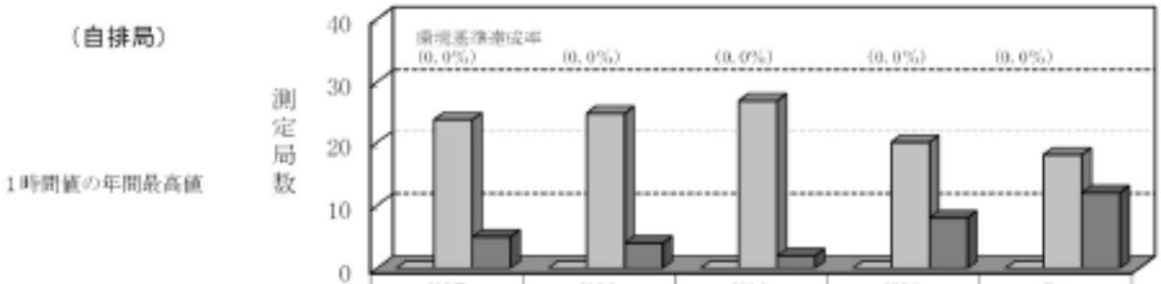

	H27	H28	H29	H30	R1
0.06ppm以下（環境基準達成）	0	0	0	0	0
0.06～0.12ppm未満	24	25	27	20	18
0.12ppm以上	5	4	2	8	12

図１　光化学オキシダント（昼間の日最高１時間値）の濃度レベル別の測定局数の推移

また、光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標1を用いて、高濃度が発生しやすい関東地域、東海地域、阪神地域2、福岡・山口地域における域内最高値の経年変化をみると、平成18～20 年度頃から域内最高値は低下傾向であったが、近年はほぼ横ばいで推移している。

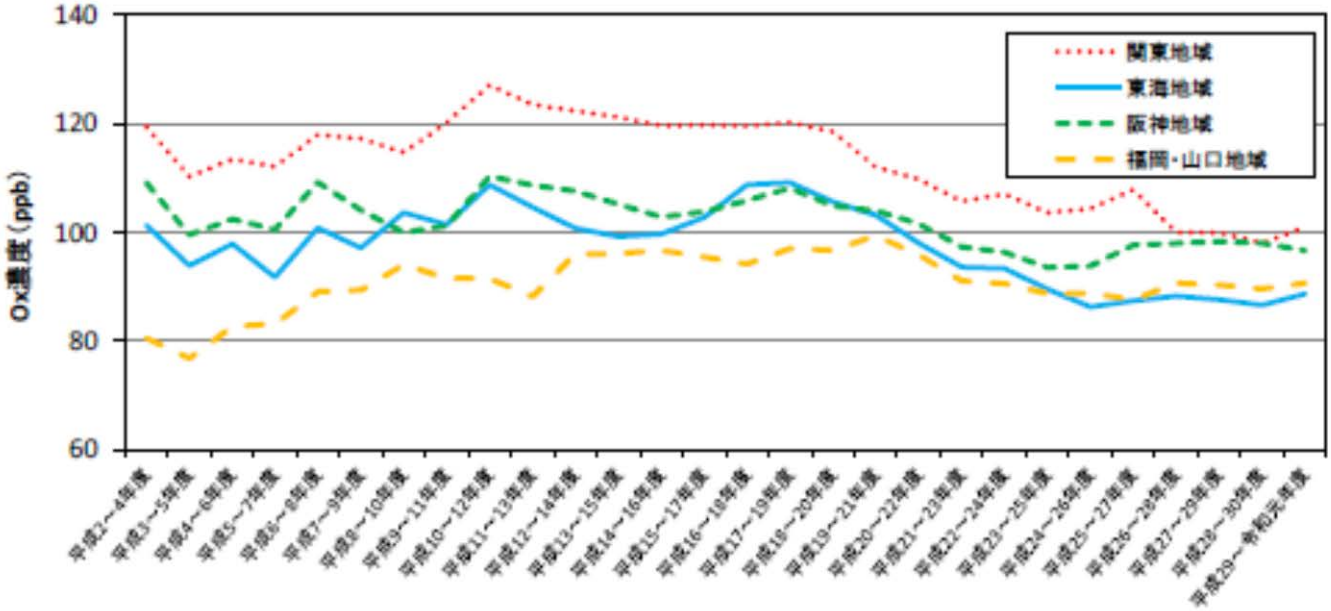

図２　光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標を用いた域内最高値の経年変化

３．これまでの検討状況及び課題

３．１ 環境基準の設定状況

光化学オキシダントに係る環境基準(人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準)は昭和 48 年 3 月に告示（環境庁告示 25 号）された。環境基準については、環境基本法において「常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。」とされているが、50 年近く再評価は行われていない状況である。設定以降多くの科学的知見が蓄積している状況であり、知見の整理が必要である。一方、環境基準は「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」とされているが、生活環境の保全を目的とした環境基準は設定されていない。諸外国においては生活環境の保全（福祉保護（public welfare））を目的としてオゾンに係る環境基準が設定されており、１．背景で示したとおり、植物への影響、気候変動への影響を勘案した環境基準の設定・再評価に向けた知見の整理と検討が必要である。

３．２ 光化学オキシダントの気候変動への影響の解明光化学オキシダントの主成分であるオゾンは、それ自体が温室効果ガスであると同時に、植物の光合成を阻害し二酸化炭素吸収量を減少するとして、気候変動への影響が懸念されている。気候変動対策としての光化学オキシダントの削減に向け、IPCC の報告書や短寿命気候汚染物質（SLCPs）に関する研究などで整理されている温室効果ガスとしての影響について知見を収集するとともに、必要な調査・研究を追加的に実施することで、気候変動への影響に関する情報を取りまとめる必要がある。

３．３ 光化学オキシダントの生成機構の解明

光化学オキシダントは、前駆物質となる NOx や VOC が大気中で光化学反応を起こすことにより生成される。これまでに、前駆物質の大気中濃度による反応性や、物質ごとのオゾン生成能など、生成機構に関する研究は実施されているが、その複雑さ故に、未だに解明には至っていない。光化学オキシダントの排出抑制策の具体化にあたっては、削減対象とする物質の特定など、生成機構の更なる解明が必要となる。

1　光化学オキシダントの測定結果の８時間値の日最高値の年間 99 パーセンタイル値の３年平均値

2　関東地域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）、東海地域（愛知県、三重県）、阪神地域（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

３．４ 光化学オキシダントの削減対策とその効果の検証

光化学オキシダント排出抑制策としては、主に前駆物質である NOx 及び VOC の削減に取り組んできた。NOx は、各種発生源からの対策効果により大気中濃度は減少傾向が継続しており、VOC 排出量も平成 12 年と比べて 50%以上減っている。平成 29 年 3 月には、環境省光化学オキシダント調査検討会から「平成 18年度以降の VOC 排出抑制対策の効果として、関東地域における光化学オキシダント濃度の日最高８時間値の 98 パーセンタイル値が減少した」と報告されている（中央環境審議会第７回微小粒子状物質等専門委員会）。一方、光化学オキシダントは高い濃度レベルで推移しており、環境基準達成状況は依然として著しく低い。

発生源対策としてはこれまで、NOx では事業場や自動車等からの排出削減、VOC では事業者からの排出削減のほか、低 VOC 材の普及や給油時の燃料蒸発ガスの抑制などに取り組んできた。これらの対策効果をシミュレーションモデルなど活用して検証し、従来の取組を継続するとともに、より効果的な対策の検討が必要である。

４．今後の取組事項

３．を踏まえて以下の取組を実施する。

<u>①環境基準の設定・再評価に向けた検討</u>

ア．植物影響に関する知見の整理及び環境基準の設定に向けた検討光化学オキシダントによる植物影響に関する知見を整理し、環境基準の設定に向けた検討を行う。

イ．人健康影響に関する知見の整理及び環境基準の再評価に向けた検討光化学オキシダントによる人健康影響に関する知見を整理し、環境基準の再評価に向けた検討を行う。

<u>②気候変動に着目した科学的検討</u>

ア．光化学オキシダントによる植物の二酸化炭素吸収阻害の定量評価
シミュレーションを活用して国内の光化学オキシダント濃度と植物による二酸化炭素吸収の低下量を推計し、影響の定量評価を行う。

イ．温室効果ガスとしての光化学オキシダントの寄与調査

光化学オキシダントの削減による気候変動への効果について、既存の研究や新たな知見から情報を収集する。

ウ．国際機関（CCAC、EANET など）との連携

国際機関と連携し、新たな知見の収集及び発信に取り組む。

<u>③光化学オキシダント濃度低減に向けた新たな対策の検討</u>

ア．現状の把握、生成機構の解明及びシミュレーションモデルの精緻化

観測された光化学オキシダント濃度等を詳細に解析して現状を把握する。また、生成機構に関する新たな知見を収集するとともに、前駆物質の排出インベントリやシミュレーションモデルの精緻化により、光化学オキシダント生成に係る寄与率を明らかにする。

イ．過去の対策効果の検証（前駆物質削減による効果）

これまでの排出規制や自主的取組による前駆物質削減が光化学オキシダント濃度の変化にどれほど寄与したか、シミュレーションを活用して検証する。

ウ．光化学オキシダント対策の検討・削減シナリオの策定

2050CN に向けた社会経済変化や新たな環境技術の導入、環境対策の進展、東アジアの大気環境変化等を考慮し、上記①から③イの成果も踏まえて、光化学オキシダント対策に必要な取組を検討し、PM2.5 対策も含めた総合的な排出削減シナリオを策定する。

５．今後のスケジュール 本ワーキングプランに基づき、各種検討を以下のとおり進める。

本ワーキングプランに基づき、各種検討を以下のとおり進める。

		R3	R4	R5	R6
①ア	植物影響に関する知見の整理及び環境基準の設定に向けた検討		知見の整理	環境基準の設定に向けた検討※	
イ	人健康影響に関する知見の整理及び環境基準の再評価に向けた検討		知見の整理	環境基準の再評価に向けた検討	
②ア	光化学オキシダントによる植物の二酸化炭素吸収阻害の定量評価				
イ	温室効果ガスとしての光化学オキシダントの寄与調査				
ウ	国際機関（CCAC、EANET など）との連携				
③ア	現状の把握、生成機構の解明及びシミュレーションモデルの精緻化				
イ	過去の対策効果の検証（前駆物質削減による効果）				③アの成果をもとにアップデート
ウ	光化学オキシダント対策の検討・削減シナリオの策定				

※知見の整理の状況を踏まえて判断する。

****

[3] *<u>医薬品等</u>*

<u>◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 10 号）</u>

［官報］ 令和４年１月 20 日　本紙　第 658 号　2～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220120/20220120h00658/20220120h006580002f.html

〇厚生労働省令第 10 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年１月 20 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第三（第二百四条関係） 劇　薬 有機薬品及びその製剤 一～十三の十二　（略） 十三の十三　（略） 十三の十四　エフガルチギモドアルフア及びその製剤 十三の十五　（略） 十三の十六～十三の三十一　（略） 十四～二十の二　（略） 二十の三　（略） 二十の四　クラゾセンタン、その塩類及びそれらの製剤 二十の五　（略） 二十の六～二十の八　（略） 二十一～五十九の十一　（略） 五十九の十二　（略） 五十九の十三　ソトラシブ及びその製剤 五十九の十四　（略） 五十九の十五・五十九の十六　（略） 六十～八十三の六　（略） 八十三の七　（略）	別表第三（第二百四条関係） 劇　薬 有機薬品及びその製剤 一～十三の十二　（略） 十三の十三　エヌ－〔五－（二－メトキシエトキシ）－二－ピリミジニル〕ベンゼンスルホンアミド（別名グリミジン）、その塩類及びそれらの製剤 （新設） 十三の十四　（五Ｒ）－四・五－エポキシ－三－ヒドロキシ－一七－メチルモルヒナン－六－オン（別名ヒドロモルフオン）又はその塩類の製剤であつて、一個中（五Ｒ）－四・五－エポキシ－三－ヒドロキシ－一七－メチルモルヒナン－六－オンとして二四mg以下を含有するもの及び一バイアル中（五Ｒ）－四・五－エポキシ－三－ヒドロキシ－一七－メチルモルヒナン－六－オンとして二〇mg以下を含有するもの 十三の十五～十三の三十〇　（略） 十四～二十の二　（略） 二十の三　グセルクマブ及びその製剤 （新設） 二十の四　クリサンタスパーゼ及びその製剤 二十の五～二十の七　（略） 二十一～五十九の十一　（略） 五十九の十二　セルリポナーゼアルフア及びその製剤 （新設） 五十九の十三　ダラツムマブ及びその製剤 五十九の十四・五十九の十五　（略） 六十～八十三の六　（略） 八十三の七　二－｛四－［（三Ｓ）－ピペリジン－三－イル］フエニル｝－二Ｈ－インダゾール－七－カルボキシアミド－（四－メチルベンゼンス

	ルホン酸塩）（別名ニラパリブトシル酸塩）及びその製剤
八十三の八　ビメキズマブ及びその製剤	（新設）
八十三の九　（略）	八十三の八　（略）
八十三の十～八十三の十三　（略）	八十三の九～八十三の十二　（略）
八十四～百七の三　（略）	八十四～百七の三　（略）
百七の四　（略）	百七の四　ペグビソマント（遺伝子組換え）及びその製剤
百七の五　ベストロニダーゼ　アルファ及びその製剤	（新設）
百七の六　（略）	百七の五　ベータ－（アミノメチル）－パラ－クロロヒドロケイ皮酸（別名バクロフエン）及びその製剤
百七の七・百七の八　（略）	百七の六・百七の七(略)
百八～百十の七　（略）	百八～百十の七　（略）
百十の八　（略）	百十の八　ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続二］及びその製剤
百十の九　ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続三］及びその製剤	（新設）
百十の十　（略）	百十の九　Ｎ４－ベヘノイル－一－ベータ－Ｄ－アラビノフラノシルシトシン（別名エノシタビン）及びその製剤
百十の十一～百十の二十四　（略）	百十の十～百十の二十三　（略）
百十一～百三十四　（略）	百十一～百三十四　（略）
百三十四の二　（略）	百三十四の二　困酸九－フルオロ－二一－ベータ・一七・二一－トリヒドロキシ－一六ベータ－メチルプレグナ一・四－ジエン－三・二〇－ジオン（別名酪酸プロピオン酸ベタメタゾン）及びその製剤
百三十四の三　ラスミジタン、その塩類及びそれらの製	（新設）
百三十四の四　（略）	百三十四の三　ラニビズマブ及びその製剤
百三十四の五～百三十四の十一　（略）	百三十四の四～百三十四の十　（略）
百三十五・百三十六　（略）	百三十五・百三十六　（略）
別表第五（第二百二十八条の十関係）	**別表第五**（第二百二十八条の十関係）
医薬品	医薬品
一～百二十二　（略）	一～百二十二　（略）
百二十三　（略）	百二十三　セルモロイキン及びその製剤
百二十四　ソトラシブ及びその製剤	（新設）
百二十五　（略）	百二十四　ダウノルビシン、その塩類及びそれらの製剤
百二十六～百八十二　（略）	百二十五～百八十一　（略）
百八十三　（略）	百八十二　ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続二］及びその製剤
百八十四　ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバ	（新設）

シズマブ後続三]及びその製 百八十五　（略） 百八十～六二一百十三　（略）	百八十三　ベプロマイシン、その塩類及びそれらの製剤 百八十四～二一百十一　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 10 号）

［官報］　令和４年１月 20 日　本紙　第 658 号　4～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220120/20220120h00658/20220120h006580004f.html

○厚生労働省告示第 10 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年１月 20 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(321)　（略） (322)　（略） (323)　グリコピロニウム (324)　（略） (325)～(329)　（略） (360)　（略） (361)　ゲーファピキサント (362)　（略） (363)～(531)　（略） (532)　（略） (533)　ソトラシブ (534)　（略） (534)～(1086)　（略） (1087)　（略） (1088)　ラスミジタン (1089)　（略） (1090)～(1190)　（略）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(321)　（略） (322)　グリクロピラミド （新設） (323)　（略） (324)～(328)　（略） (359)　経口生ポリオワクチン （新設） (360)　結合型エストロゲン (361)～(529)　（略） (530)　ソテピン （新設） (531)　ソニサミド (532)～(1083)　（略） (1084)　ラスクフロキサシン （新設） (1085)　ラタノプロスト (1090)～(1190)　（略）

九　（略）	九　（略）

◇厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 11 号）

［官報］　令和４年１月 20 日　本紙　第 658 号　5～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220120/20220120h00658/20220120h006580005f.html

○厚生労働省告示第 11 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年１月 20 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第１ １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(56)　（略） (57)　（略） (58)　エフガルチギモド　アルファ（遺伝子組換え） (59)　（略） (60)～(168)　（略） (169)　（略） (170)　ソムアトロゴン（遺伝子組換え） (171)　（略） (172)～(248)　（略） (249)　（略） (250)　ビメキズマブ（遺伝子組換え） (251)　（略） (252)～(263)　（略） (264)　（略） (265)　ベストロニダーゼ　アルファ（遺伝子組換え） (266)　（略） (267)～(269)　（略） (270)　（略） (271)　ベバシズマブ（遺伝子組換え：［ベバシズマブ後続 3］ (272)　（略） (273)～(313)　（略） ２～４　（略）	別表第１ １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(56)　（略） (57)　エノキサパリン (新設) (58)　エプタコグアルファ(活性型戸遺伝子組換え) (59)～(167)　（略） (168)　ソマトロピン（遺伝子組換え）（人及び動物の細胞に由来するものに限る。） (新設) (169)　大凝集人血清アルブミン (170)～(246)　（略） (247)　人免疫グロブリン (新設) (248)　百日せきジフテリア混合ワクチン (249)～(260)　（略） (261)　ブロダルマブ（遺伝子組換え） (新設) (262)　ベズロトクスマブ（遺伝子組換え） (263)～(265)　（略） (266)　ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続２］ (新設) (267)　ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン (268)～(308)　（略） ２～４　（略）

◇医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 12 号）

［官報］ 令和４年１月 20 日 本紙 第 658 号 ６頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220120/20220120h00658/20220120h006580006f.html

○厚生労働省告示第 12 号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号及び第十項の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年１月 20 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
一～百二十三　（略）	一～百二十三　（略）
百二十四　（略）	百二十四　セルモロイキン及びその製剤
百二十五　ソトラシブ及びその製剤	（新設）
百二十六　（略）	百二十五　ダウノルビシン、その塩類及びそれらの製剤
百二十七～百八十三　（略）	百二十六～百八十二　（略）
百八十四　（略）	百八十三　ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続二］及びその製剤
百八十五　ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続三］及びその製剤	（新設）
百八十六　（略）	百八十四　ベプロマイシン、その塩類及びそれらの製剤
百八十七～二一百三十　（略）	百八十五～二百二十八　（略）
二百三十一　（略）	二百二十九　アキシカブタゲン　シロルユーセル
二百三十二　イデカブタゲン　ビクルユーセール	（新設）
二百三十三　（略）	二百三十　チサゲンレクルユーセル
二百三十四・二百三十五　（略）	二百三十一・二百三十二　（略）

****

［4］*食品安全衛生関係*

◇「農薬の安全を確保するために、食品安全委員会が果たす役割」のページを公開しました

＜内閣府食品安全委員会　2022 年１月 13 日＞

http://www.fsc.go.jp/foodsafetyinfo_map/nouyaku_anzen.html

◇食品安全関係情報を更新しました

＜内閣府食品安全委員会　2022 年１月 14 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2021&from_month=12&from_day=11&to=struct&to_year=2021&to_month=12&to_day=27&max=100

2021 年 12 月 11 日～2021 年 12 月 27 日の海外情報が更新された。食品安全総合情報システムで検索できる。

****

［5］*海外の化学物質管理情報*

［注釈］

＊）　化学物質国際対応ネットワークマガジン　第 113 号　2022 年１月 21 日　から。

無印　　NITE 化学物質管理関連情報　第 570 号　2022 年１月 19 日　　から。

○国際

・Series on Testing and Assessment: publications by number

＜経済協力開発機構(OECD)　2022 年 1 月 12 日＞
https://www.oecd.org/env/ehs/testing/series-testing-assessment-publications-number.htm
OECD は、試験と評価に関する以下の文書を更新し、掲載した。
〇No.312 Performance Standards for the assessment of proposed similar or modified in vitro macromolecular test method for identifying eye hazard potential as described in Test Guideline 496
・Webinar on Risk Reduction Initiatives for PFAS
＜経済協力開発機構(OECD)　2022 年 1 月 12 日＞
https://www.oecd.org/chemicalsafety/portal-perfluorinated-chemicals/webinars/#d.en.418532
OECD は、2022/01/18(13:00 中央ヨーロッパ時間(21:00 日本標準時))にペルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)のリスク低減に関する情報ベストプラクティスを提供する Web セミナーを開催し、その後、Web セミナーの録画ビデオを公開すると報じている。また、過去に開催した PFAS に関するセミナー資料を掲載している。

〇欧州

・欧州における最新動向　＊）
（１）ECHA が規制ニーズのある化学物質グループの最初の評価結果を公表
欧州化学物質庁（ECHA）は、2021 年 12 月 7 日、規制ニーズのある化学物質グループの最初の評価結果を公表しました。
ECHA と加盟国は、懸念される化学物質に対する規制措置を加速し、人々と環境を保護するために、規制ニーズのある化学物質の評価を進めています。今回の最初の評価では、19 グループ、合計 450 以上の化学物質をカバーしています。この中には、フタル酸エステル類も含まれています。
なお、19 グループのうちの 18 グループに含まれる化学物質は、規制リスク管理措置、または更なるデータが必要と結論付けられています。
ECHA NEWS（英語）
https://echa.europa.eu/-/first-assessments-of-regulatory-needs-for-groups-of-chemicals-published
評価ニーズのある化学物質リスト（英語）
https://www.echa.europa.eu/assessment-regulatory-needs
（２）ECHA が新たに 4 物質を認可対象候補の SVHC（高懸念物質）リストへ追加
ECHA は、2022 年 1 月 17 日、SVHC（高懸念物質）の認可対象候補リスト（Candidate List）へ、4 物質を新たに追加しました。これにより、認可対象候補の SVHC（高懸念物質）リストに収載された物質は合計 223 物質となりました。
新たに追加された 4 物質は以下のとおり。
1. 6,6'-di-tert-butyl-2,2'-methylenedi-p-cresol（CAS: 119-47-1）
2. tris(2-methoxyethoxy)vinylsilane（CAS: 1067-53-4）
3. (±)-1,7,7-trimethyl-3-[(4-methylphenyl)methylene]bicyclo[2.2.1]heptan-2-one covering any of the individual isomers and/or combinations thereof（4-MBC）（CAS: 情報なし）
4. S-(tricyclo(5.2.1.02,6)deca-3-en-8(or 9)-yl O-(isopropyl or isobutyl or 2-ethylhexyl) O-(isopropyl or isobutyl or 2-ethylhexyl) phosphorodithioate（CAS: 255881-94-8）
ECHA NEWS（英語）
https://echa.europa.eu/-/four-hazardous-chemicals-added-to-the-candidate-list
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/EU/862
＜欧州委員会(EC)　2022/01/11＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/176361?FromAllNotifications=True
欧州委員会は、科学技術の進歩に適合させるため、特定の磁気共鳴画像（MRI）装置中の鉛の使用免除に関し、欧州 RoHS 指令附属書 IV　改正する欧州委員会委任指令(案)を WTO/TBT 通報した。この委任指令(案)は RoHS 指令附属書 IV のエントリー27 に(c)および(d)を追加するもので、この通報への意見提出は 2022/03/12 まで。WTO/TBT 通報文書
→ https://members.wto.org/crnattachments/2022/TBT/EU/22_0285_00_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2022/TBT/EU/22_0285_01_e.pdf

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/EU/863
＜欧州委員会(EC)　2022 年 1 月 11 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/176362?FromAllNotifications=True
欧州委員会は、科学技術の進歩に適合させるため、ビスマスストロンチウムカルシウム銅酸化物超伝導体ケーブル、ワイヤーおよびそれらの電気接続における鉛の使用免除に関し、欧州 RoHS 指令附属書 IV を 改正する欧州委員会委任指令(案)を WTO/TBT 通報した。この委任指令(案)は、 RoHS 指令附属書 IV にエントリー48 を追加するもので、この通報への意見提出は 2022/03/12 まで。 WTO/TBT 通報文書
→ https://members.wto.org/crnattachments/2022/TBT/EU/22_0286_00_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2022/TBT/EU/22_0286_01_e.pdf
・Hazardous substances - exemption for use of lead in electrical/electronic equipment for specific medical devices
＜欧州委員会(EC)　2022 年 1 月 12 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12843-Hazardous-substances-exemption-for-use-of-lead-in-electrical-electronic-equipment-for-specific-medical-devices_en
欧州委員会は、科学技術の進歩に適合させるため、ビスマスストロンチウムカルシウム銅酸化物超伝導体ケーブル、ワイヤーおよびそれらの電気接続における鉛の使用免除に関し、RoHS 指令附属書 IV を改正する欧州委員会委任指令(案)を公開し、2022/02/09 までの意見募集を開始した。この委任指令(案)は、RoHS 指令附属書 IV にエントリー48 を追加するもの。
・Hazardous substances - exemption for use of lead in non-magnetic components for specific medical devices
＜欧州委員会(EC)　2022 年 1 月 12 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12880-Hazardous-substances-exemption-for-use-of-lead-in-non-magnetic-components-for-specific-medical-devices_en
欧州委員会は、科学技術の進歩に適合させるため、特定の磁気共鳴画像(MRI)装置中の鉛の使用免除に関し、RoHS 指令附属書 IV を改正する欧州委員会委任指令(案)を公開し、2022/02/09 までの意見募集を開始した。この委任指令(案)は、RoHS 指令附属書 IV のエントリー27 に(c)および(d)を追加するもの。
・ECHA Weekly - 12 January 2022
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 1 月 12 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-86
ECHA は ECHA Weekly の 2022/01/12 版を掲載した。
・ECETOC TASK FORCE ASSESSES METHODS TO IMPROVE EVALUATION OF CHEMICAL PERSISTENCE
＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)　2022 年 1 月 13 日＞
https://www.ecetoc.org/mediaroom/ecetoc-task-force-assesses-methods-to-improve-evaluation-of-chemical-persistence/
ECETOC タスクフォースは、環境中の化学物質の難分解性(持続性)を評価する方法の改善に関する調査結果を、ジャーナル誌「統合環境評価および管理(IEAM)」で発表した。 発表された記事の概要　→
https://setac.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1002/ieam.4575

〇米国

・米国における最新動向　＊）
（１）EPA は特定の PFAS について企業が人健康影響試験の実施請願を認めた
　米国環境保護庁（EPA）は、2021 年 12 月 28 日、ノースカロライナ州の公衆衛生および環境正義組織 6 団体による、特定のパーフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質（PFAS）製造企業へ、人健康影響試験の実施を強制する請願を認めることを発表しました。
　これは、PFAS の潜在的リスクに対する理解を深め、人々を保護するという、バイデン政権のコミットメントを推進し、昨年（2021 年）10 月に EPA が発表した「PFAS 戦略的ロードマップ（2021-2024)」の柱である「国家 PFAS 試験戦略」の計画を推進する上で重要な役割を果たすものです。

米国 EPA（英語）

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-grants-petition-order-testing-human-health-hazards-pfas

PFAS 戦略的ロードマップ（英語）

https://www.epa.gov/pfas/pfas-strategic-roadmap-epas-commitments-action-2021-2024

国家 PFAS 試験戦略（英語）

https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/national-pfas-testing-strateg

・EPA Announces Endangered Species Act Protection Policy for New Pesticides

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 1 月 11 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-endangered-species-act-protection-policy-new-pesticides

EPA は、新しい農薬活性成分(AI)を登録する前に、連邦政府によりリストアップされ 絶滅危惧種およびそれらの指定された重要な生息地に対する AI の潜在的 影響を評価するという絶滅危惧種法(ESA)による保護政策を発表した。ESA 保護政策に関する Q&A　→

https://www.epa.gov/system/files/documents/2022-01/esa-policy-new-active-ingredients-qa.pdf

・EPA Takes Key Steps to Protect Groundwater from Coal Ash Contamination

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 1 月 11 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-takes-key-steps-protect-groundwater-coal-ash-contamination

EPA は、何十年にもわたる石炭燃焼残留物(CCR)の処分によって生じた水銀、カドミウム、ヒ素などの汚染物質による地下水汚染を管理し浄化する責任を廃棄物施設に持たせるいくつかの措置を講じることを発表した。

・IRIS Recent Additions

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 1 月 13 日＞　https://www.epa.gov/iris/iris-recent-additions

EPA は、契約業者の ERG によるペプタフルオロブタン酸(PFBA)(CAS RN 375-22-4)および 関連塩についての統合リスク情報システム(IRIS)毒性学的レビュー(草案)に関する外部ピアレビュー会議を開催することを発表した。ピアレビュー会議は 2022/02/22(10:30-15:30 米国東部標準時)および 2022/02/23(10:30-14:45 米国東部標準時)に Zoom を使用して開催されるが、一般からの口頭コメントの提出期限は 2022/02/15 まで。PFBA および関連塩の IRIS 毒性学的レビュー(草案)　→ https://cfpub.epa.gov/ncea/iris_drafts/recordisplay.cfm?deid=350051

・Certain New Chemicals or Significant New Uses; Statements of Findings for September 2021

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 1 月 14 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/01/14/2022-00643/certain-new-chemicals-or-significant-new-uses-statements-of-findings-for-september-2021

EPA は、TSCA に基づき届出された新規化学物質の製造前届出(PMN)、微生物商業利用届出(MCAN)、および重要新規利用届出(SNUN)について、 2021/9/1～2021/9/30 の期間に行った審査で、EPA が不当なリスクを呈する可能性は低いと認定したものを TSCA の要求に従い官報公示した。

○カナダ

・カナダにおける最新動向　＊）

（１）カナダ保健省が化学物質管理計画（CMP）の 2021 年～2024 年の実施表を公開

カナダ保健省（Health Canada）は、2021 年 12 月 17 日、化学物質管理計画（CMP）に基づく 2021 年から 2024 年までの実施内容を整理した計画表を公表しました。この表では、1999 年カナダ環境保護法（CEPA 1999)、食品医薬品法（F&DA)・食品医薬品規制（FDR)、カナダ消費者製品安全法（CCSPA)・F&DA 化粧品規制、害虫駆除製品法（PCPA）ごとの行動（活動）内容、成果物、行動根拠、タイムラインが明確化されています。

カナダ保健省　CMP 実施表（2021 年～2024 年）

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan/implementation-table-at-glance.html

（２）炭化水素系物質のスクリーニング評価結果（案）の公表

カナダ保健省は、2022 年 1 月 8 日、化学物質管理計画（CMP）の下で特定された 8 つの炭化水素系物質のスクリーニ

ング評価結果（案）を公表しました。同日に、この評価結果（案）に関する60日間のパブリックコメントも開始しています。

カナダ保健省（英語）

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/select-hydrocarbon-based-substances.html

カナダ政府官報　パブリックコメント（英語）

https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2022/2022-01-08/html/notice-avis-eng.html#na5

・Approach for a Subset of Inorganic and Organometallic Substances

＜カナダ　2022年1月14日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/approach-subset-inorganic-organometallic-substances.html

カナダ政府は、カナダ環境保護法(CEPA 1999)第73条(1)に基づくカテゴリー基準を満たすことから、優先的に評価する対象として特定された 59種の無機および有機金属物質への化学物質管理計画(CMP)アプローチ案について、2018年4月に開始された意見募集において提出された意見の要約を公開した。

〇公開された意見の要約　→

https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/evaluating-existing-substances/summary-public-comments-cmp-approach-subset-inorganic-organometallic-substances.html

〇アプローチ文書　→

https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/evaluating-existing-substances/subset-inorganic-oganometallic-substances.html

・カナダ環境・気候変動省等、有害な使い捨てプラスチックを禁止する規制案の意見募集を開始(発表日：2021/12/21)

＜EICネット：環境イノベーション情報機構 2022年1月13日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46643&oversea=1

〇オーストラリア

・List of current and completed evaluations updated January 2022

＜オーストラリア　2022年1月14日＞　https://www.industrialchemicals.gov.au/node/167660

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、現在進行中および最近完了した化学品の優先評価－ローリングアクションプランを公開した。ローリングアクションプランは、評価選択分析(ESA)プロセスを基に選択された評価対象化学品に優先順位をつけるもの。評価対象化学品のリスト　→

https://www.industrialchemicals.gov.au/consumers-and-community/our-evaluations/rolling-action-plan-our-chemical-evaluations-list

・Notice of completed evaluations - 14 January 2022

＜オーストラリア　2022年1月14日＞　https://www.industrialchemicals.gov.au/node/172928

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法(IC Act 2019)第78条に基づき、オーストラリア工業化学品インベントリーに掲載されている特定の化学物質の使用に伴う人の健康や環境へのリスクについて、24件の評価を完了した。

〇中国

・中国における最新動向　＊）

（１）国家規格「優先評価化学物質のスクリーニング技術ガイドライン」の公表

中国生態環境部は、2021年12月22日、国家生態環境規格「優先評価化学物質のスクリーニング技術ガイドライン」(HJ 1229-2021）を公表しました。

本ガイドラインは、欧州、米国、日本、カナダ、オーストラリアにおける優先評価対象の化学物質のスクリーニング評価手法を参考に開発され、中国環境保護法の実施、化学物質の環境リスクの防止、優先評価化学物質のスクリーニングの標準化と指導、優先管理化学物質のスクリーニングと評価の支援を行うことを目的としています。

全７ページの本ガイドラインは、以下の内容で構成されています。

1. 適用範囲
2. 引用文献
3. 用語と定義
4. スクリーニングの原則と手順
5. スクリーニングの技術的要件
6. 報告書作成

なお、本ガイドラインは2021年4月29日から6月18日までパブリックコメントが実施されたものであり、今年(2022年）1月1日から施行されています。

中国生態環境部（中国語）

http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202112/t20211223_965035.html

（２）既存化学物質リストへの化学物質の追加

中国生態環境部は、2021年12月22日、中国の既存化学物質リスト「現有化学物質名録」（IECSC）に収載される11の化学物質の追加を行いました。今回の追加は、10月16日に発表された追加に次いで、2021年で7回目となります。

中国生態環境部（中国語）

http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202112/t20211223_965024.html

****

[付録]

◇東大、理工系「女子１割」現状打破なるか 「出張授業」に女性研究者の講演会も

＜AERAdot.　2022年1月23日＞　https://dot.asahi.com/aera/2022012100020.html

理系の女子学生を増やそうと試行錯誤を続ける東京大学。「出張授業」や「受入授業」など、理系女子を応援する活動を展開している。AERA 2022年1月24日号の記事を紹介。

＊　＊　＊

東京大学理科Ⅰ類に昨春入学した女子学生は驚いた。

「私のクラスは33人中、女子は8人だけ。理系では女子がクラスで一人きりにならないように女子を集めたそうで、クラスに女子がいて安心しました。でも、男子だけのクラスもあります」

東大は女子学生の割合が際立って少ないことで知られる。特に理工系の学部が顕著で、内閣府の調べでは9.4%。国公私立大学の平均17.7%を8.3ポイントも下回る。工学部の物理工学科にいたっては男子116人に対し、女子は2人（1.7%）しかいない。

東大は2020年までに女子学生比率を30%にする目標を掲げていた。だが、学部では2割の壁も越えられない。しかも理工系の学部では1割前後だ。

「そもそも東大を目指す女子が少ない」

東大女子が発行するフリーペーパー「biscUiT（ビスケット）」を作る東大理科II類2年の曽宮一恵さん（20）はそう語る。21年度の一般選抜で、女子の志願者は文理合わせて20.4%だった。

■油にまみれない研究も

現状を打破しようと、工学系を中心とした東大大学院生が所属する「東大生産技術研究所」では、理系女子応援プロジェクトを展開する。同研究所の大島まり教授（数値流体力学）が11年、若い人に科学技術の意義や役割を伝えるために次世代育成オフィスを立ち上げ、全国の中高生男女に年20回ほど、「出張授業」や東大に来てもらう「受入授業」をしている。

例えば、機械工学というと機械の油にまみれるイメージを持ち、敬遠する女子生徒がいるという。大島教授は、そうでない研究もあると伝えている。

「私が研究するバイオメカニクスは、血流のシミュレーションやそれに関わる実験をします。血流が血管壁に与える力学的な影響を研究することで、動脈硬化など血管病変のメカニズムの解明を目指しています。医師なら、人の命を助けていると想像しやすいでしょう。でも、機械工学がどう役に立っているかなかなか見えてこないので、社会との関わりがあることを伝えています」

出張授業では、女子生徒から「研究室に寝泊まりしますか？」と聞かれることもある。

「今は女性専用の休憩室ができましたし、IT のおかげでリモートで実験ができるようになりました。研究活動が研究室に日夜通うような環境ではなくなったんです」

研究環境や体力面で女性に不利な状況が改善されつつあることも話すようにしている。

このほか、生徒のためワークショップも開く。過去には日本航空（JAL）と連携し、整備工場や飛行機を見学。参加者に未来の飛行機の形や飛ぶ仕組みを考えてもらった。

最先端の研究をする女性研究者が登壇する女子中高生限定の講演会も開催する。「応用数学って日常生活に関係あると思いますか」「液体の不思議を物理学で理解する」などをテーマにしている。

こうした活動を通じて、工学は男性にも女性にも身近なものだと伝えるように努める。

「科学技術が社会にとってどのような意味を持つか考えてもらい、工学と社会のつながりを身近に感じてもらいたいと思っています」

■学校推薦型選抜の拡大

大学も対策を立てている。自宅から 90 分以上かかる女子学生を対象に、最長 2 年間、月 3 万円の家賃を補助する制度を 17 年度から設けた。母校を訪問して東大に入ってよかったことを紹介した女子学生には、交通費の一部を支給する。女子高生のための大学説明会も開く。

また、女子合格者の割合が一般選抜より多い学校推薦型選抜（旧推薦入試）の枠を 21 年度から広げた。国も女性の理系研究者を増やそうと、大学が女性研究者の新規採用の割合などの目標値を掲げるよう 21 年 3 月に閣議決定した。

大島さんは東大大学院原子力専攻の学生だった頃を振り返る。

「女子が少ないため、女子専用の設備が整っていませんでした。30 年前、よく使う棟にあった女子トイレは男子トイレの一角にありました。今はトイレも随分増えましたし、きれいになりました」

少しずつではあるが、女子学生が学びやすい環境になりつつあると感じている。

※AERA　2022 年 1 月 24 日号

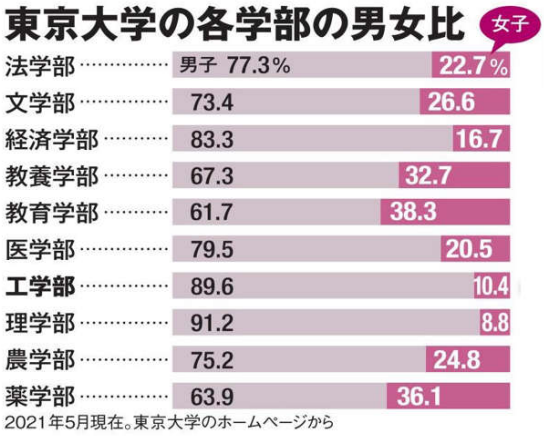

********** 以上 **********